

「はい、こちら企業の労働110番です」電話の主は、ある運送会社の総務担当者でした。

名北協会相談員日誌 3



# まちかど企業の 労働110番“です”

ふじわら社会保険労務士事務所 所長  
名 北 労 働 基 準 協 会 専 門 相 談 員  
社会保険労務士  
藤原朋子

#### 改正法に対応した「育児・介護休業規定」

①父母ともに育児休業する場合の特例（パパ・ママ育休プラス）の創設や、専業主婦（夫）家庭の夫（妻）を労使協定により対象外とできる仕組みの廃止

改正法に対応した「育児・介護休業規定」

②3歳未満の子を養育する労働者に対する短時間勤務の制度及び所定外労働の免除の義務化（ただし、当面は労働者100名以下の企業は猶予）

③小学校就学前の子が2人以上の場合は、10日の看護休暇を付与（対象となる子が1人の場合は従来通り5日）

④要介護状態にある家族の介護を行うため、対象家族が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の介護休暇を付与（ただし、当面は労働者100名以下の企業は猶予）

し出があった場合、事業主は休業期間等を書面等で通知  
ご質問に関する改正点は①です。これまで、子の父親か母親のどちらかが育児に専念できる場合には、労使協定を結んでおけばその配偶者の育児休業取得を拒否することができました。しかしこれではなかなか父親の育児休業取得が進みません。そこで、母親が専業主婦や育児休業取得中であっても、父親が一緒に育児休業を取得することができるようになつたのです。そして、父母とも



に育児休業を取得する場合は、子が1歳2ヶ月になるまで育児休業を取得することができる特例も追加されました。（パパ・ママ育休プラス。ただし父母それぞれの育児休業期間は1年が上限）ですから、ご質問への答えは「本当です」。

育児休業の申し出は、原則拒否することができます。拒否できるのは、（ア）引き続き雇用された期間が1年未満

（イ）子が1歳に達する日を超えての雇用継続が見込まれない

（ウ）子が1歳に達してから1年を経過する日までに労働契約期間が満了し更新されないことが明らかである

のいずれかに当てはまる有期雇用労働者です。ただし、次の労働者については育児休業を取得できない旨を就業規則に規定

定した上で労使協定を結べば、拒否することが可能になります。

(ア)入社1年未満の者  
(イ)申し出の日から1年内に雇用関係が終了することが明らかな者  
(ウ)1週間の所定労働日数が2日以下の者

この改正は、男性の育児参加を支援することが目的の一つですから、今後、男性従業員も育児休業取得者が増えるかもしれません。しかし、育児・介護休業が発生すると、事業主さんはとても大変です。休業中は一時的にその業務に対しても人員を補充しなくてはなりません。そこで、労使協定と規定の整備によって休業の申し出を拒否できる人をしっかりと定めた上で有期雇用契約や派遣などを上手に活用して、従業員が安心して休業、復職できるよう職場環境作りを進めていただくことををお願いしたいのです。